

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年11月16日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要  
横浜市立市立上星川小学校1階女子トイレ止水不良修繕
- 2 履行場所  
横浜市保土ヶ谷区上星川小学校2-51-1  
横浜市立上星川小学校
- 3 契約日  
令和4年10月25日
- 4 履行日  
令和4年10月25日
- 5 契約金額  
24,200円（税込み）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市西区久保町4番12号  
三ツ矢設備工業株式会社株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
1階女子トイレの便器内の水が止まらない状況であった。  
学校側にて対応を行なったが、水を止めるには至らず。トイレは児童の衛生面に大きく関わる。そのため、早急にトイレを正常な状態に戻すために修繕を行なった。
- 8 契約の相手方の選定理由  
横浜市有資格者名簿に管で登録している市内中小企業から緊急対応可能な業者を選定した。
- 9 所管課  
横浜市立上星川小学校